

ホーリーピッチ維持管理業務委託契約書

委託者 株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「甲」という。）と受託者 奥野谷浜産業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が水戸市より使用許可を受けているトレーニング場「以下「ホーリーピッチ」という。」の維持管理業務に関する委託契約を次のとおり締結する。

（委託場所）

第1条 ホーリーピッチの所在地及び面積は次の各号のとおりとする。

- (1) 所在地 茨城県水戸市水府町那珂川左岸
- (2) 面積 約30,000㎡（サッカーコート約2面分）

（委託期間）

第2条 本契約の有効期間は、2018年2月1日から2019年1月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（委託内容）

第3条 乙は、ホーリーピッチの芝生を良好な状態に保つため、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 芝生の機械刈込、播種、除草、肥料散布等、通常必要な維持管理業務を行うものとする。ただし、具体的な維持管理に必要な業務は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- (2) 2面のうち1面は、芝生を常緑に保ち、オーバーシードを行うものとする。
- (3) 機械刈込等ホーリーピッチの維持管理に必要な機械類及び資材等は、乙の責任と負担で全て持ち込むものとする。
- (4) 甲の練習計画（使用計画）に基づき、維持管理業務を適切に行うものとする。
- (5) 前各号に付随する一切の業務を行うものとする。
- (6) 天災その他の不可抗力による突発的な対処が必要な場合は、その対象方法及び経費負担について甲乙協議のうえ定めるものとする。

（委託料の対価）

第4条 本契約に係る委託料の対価については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 乙は、第3条に定める業務を契約期間内に履行し、乙に提供するものとする。
- (2) 甲は、契約期間内に開催される全てのホームゲームに乙のピッチ広告看板等300万円相当を掲出するものとする。また、ホームゲームチケットメインサイド席210枚を提供するものとする。ただし、ピッチ広告看板等及びホームゲームチケットについては、プレシーズンマッチ、天皇杯及びプレーオフは除くものとする。
- (3) 前号に定めるピッチ広告看板等の製作費用については、甲が負担するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(秘密保持義務)

第6条 乙は、この契約に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。本契約終了後においても同様とする。

(一括再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承認)

第8条 乙は、維持管理業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、または請け負わせようとする時（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行なう業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとする時も同様とする。

(履行報告)

第9条 乙は、契約の履行について調査し、甲に適宜報告しなければならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当する時は、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき理由により、委託業務の履行ができないと認められる時。
- (2) 乙が契約に違反し、その違反により委託業務の履行ができないと認められる時。
- (3) 乙が契約の解除を申し出た時。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した時は、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、次の各号の一に該当する時は、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力により委託業務ができないと認められる時。
 - (2) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を履行することが不可能となったとき。
- 2 甲の契約違反により、乙が契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その金額は甲乙協議のうえ書面により定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲及び乙は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）から、直接、間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金うえの関係の構築を行っていないこと、及び今後も行わないこと。
- (2) 反社会的勢力に対して、直接、間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金提供を行っていないこと、及び今後も行わないこと。
- (3) 反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を、自己の役員若しくは従業員として選任若しくは雇用していないこと、及び今後も選任もしくは雇用しないこと。

(4) 反社会的勢力が、直接、間接を問わず、自己の経営に関与していないこと、及び今後
も関与しないこと。

2 甲又は乙が、前条の規定が遵守されていないと判断した場合、相手方は、何らの催
告を要せずして、本契約を解除することができる。

(条項の無効)

第13条 裁判所によって本契約の各条項が無効、違法又は適用不能と判断された場合にお
いても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性及び適用可能性には、なんらの影
響や支障が生じるものではない。

(準拠法)

第14条 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

(協議事項)

第15条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定め
るものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を二通作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各一通をそれ
ぞれ保有する。

平成30年2月1日

甲 茨城県水戸市笠原町136-1
株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
代表取締役社長 沼田 邦 郎



乙 茨城県神栖市奥野谷5753
奥野谷浜産業株式会社
代表取締役 飯田 紀 久



